

地域の観光資源充実のための 環境整備推進事業 事業説明会

観光庁 観光資源課



地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

事業目的・背景・課題

- 地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。
体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることが出来る街並みの整備等を総合的に支援し、
加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2 等
- ③地域資源の観光活用に係る調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

●地域要件

- ②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2(※1と※2については10/10、最大10百万円) ③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
(②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る)
- ・事業期間：令和元年度～

事業イメージ



事業目的・背景・課題

- 地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることができる街並みの整備等を総合的に支援し、加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2 等

③地域資源の観光活用に係る調査

地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

①+③：地域資源を活用した観光まちづくり推進事業

●地域要件

②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る(※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む)。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2(※1と※2については10/10、最大10百万円) ③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等 (②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る)
- ・事業期間：令和元年度～

事業イメージ



目的・趣旨

- 地域における歴史的資源、食、自然及び文化等の観光資源の複合的な活用に関する幅広い調査、地域の魅力・価値及びストーリーの整理、これらを踏まえた資源の活用方法の検討及び計画策定並びにその活用に向けた取組を支える地域の機運醸成及び実施体制の構築等の取組を支援する。
- こうした取組の優良事例を創出し、知見を整理することで、現状では十分に活用できていないものも含め、様々な地域資源の面的・複合的な観光活用を促す。

事業スキーム

- ・観光庁調査事業
- ・採択対象主体：DMO、自治体、民間事業者（NPOやまちづくり法人）
- ・対象事業：地域の観光資源の複合的・面的な活用に向けた調査・検討、計画策定、体制構築等
（資源調査、物件調査、マーケティング・ブランディング調査、ワークショップ・検討会、先進地視察等）
- ・1件あたり事業費：1,000万円

イメージ

<実施体制>

- プロジェクトリーダー
- 地方公共団体
- 民間企業
- 地域住民



地域の関係者間の連携

<調査>

- 地域資源の棚卸し・活用調査
- 観光まちづくり計画の策定
- 事業実施体制の構築
- 地域の機運醸成



専門家による伴走



ワークショップの実施

<成果>

地域のコアバリューとなる、地域資源を観光資源として効果的に活用する計画、活用までに必要な取組・ポイントの整理等



計画の策定

専門家のスポット支援

本事業で実施いただく取組

地域の観光資源の面的・複合的な観光活用を促進するとともに、次年度以降、観光まちづくりを推進する体制を構築することを目指して、以下のような取組を実施いただきます。

No.	取組テーマ	具体的な取組内容
1	地域における現状や課題の把握・整理、歴史、食、自然及び文化等の観光資源の洗い出し、複合的な活用に関する基礎的な調査	(ア)文献調査 (イ)有識者へのヒアリング (ウ)地域住民・来訪者へのアンケート (エ)候補となる観光資源の活用可能性の調査 (オ)その他、必要な事項
2	地域のコアバリューや、魅力、ストーリーの整理・明確化、複合的な活用方法の検討	(ア)優良地域の事例研究 (イ)先進地視察 (ウ)ワークショップの開催 (エ)その他、必要な事項
3	地域の機運醸成・合意形成、組織体制の確立に係る取組	(ア)地域の関係者や住民と連携を図るためのセミナー、ワークショップ等の開催 (イ)観光まちづくり組織の発足に向けた検討会の実施 (ウ)その他、必要な事項
4	観光まちづくり計画策定に係る取組	(ア)ポジションニング・マーケティング・ブランディングに係る調査 (イ)誘客ターゲットの明確化に向けた調査、検討 (ウ)人流・交通に係る調査 (エ)観光まちづくり計画の策定 (オ)その他、必要な事項
5	資金調達に係る取組	(ア)資金調達方法の検討 (イ)地域の金融機関との連携に関するネットワーキング (ウ)その他、必要な事項

対象経費

経費の項目	対象経費
人件費・賃金	本事業を行うために必要な人件費(例:報告書等の作成、評価・検証、モデルケース構築等に従事する者の人件費)。実証事業等に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。
旅費	実証事業等を行うために必要な出張等に係る経費。
謝金	実証事業等を行うために必要な謝金(例:会議等に参加した外部専門家等に対する謝金)。貴団体の謝金規定等に基づき計上してください(ただし、国の支出基準は超えないこと。)
広告宣伝費	実証事業内で行う、当該事業のセミナー・ワークショップ等の情報発信に必要な費用(ポスター、チラシ、パンフレット等)。
借料及び損料	実証事業等を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。(新築・改築や物品購入等は対象外。)
消耗品費	実証事業等を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
その他諸経費	実証事業等を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ~ vi. のいずれの区分にも属さないもの。 例:通信運搬費(例:郵便料、運送代、通信・電話料)、光熱水料(例:電気、水道、ガスの料金)、損害保険料、振込等手数料、翻訳通訳、速記費用、印刷費
再委託費	事業実施者が実証事業等の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。

※人件費、旅費、広告宣伝費、再委託費については、観光庁が過大と判断した場合には、従事する業務の内容や単価等について、ヒアリングにおいて詳細に確認をさせていただきますので、ご注意ください。

No.	項目	ポイント
1	事業の効果	(ア)将来的な国内外の観光客数の増加、観光需要の地方分散化、消費額増加、満足度向上、地域経済循環及び波及効果の最大化、文化・環境の保全に寄与することが期待できるか。 (イ)持続可能な観光地域づくりに向けた取組の基盤の整備・強化につながることを期待できるか。 (ウ)事業の根幹を担う部分(企画、とりまとめ等)が、事業実施地域を拠点とする者によって行われる体制となっているか。 (エ)他地域への横展開が期待できるか。
2	事業において実施しようとする取組の的確性	(ア)取組が地域の現状や課題に係る的確な認識に基づいているか。 (イ)地域のビジョン、目標が明確で、地域資源の観光活用等を通して地域の課題解決に資するものとなっているか。 (ウ)本事業終了後も地域資源を活用した観光まちづくりを推進できる取組となっているか。 (エ)地域の魅力を訴求するターゲットを検討した上での取組となっているか。
3	事業遂行の確実性	(ア)事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要な組織・人員等を十分に備えた実施体制となっているか。また、それぞれの役割が適切に分担され、明確となっているか。 (イ)必要に応じた許認可、使用許諾、関係者との調整がなされている、またはその見込みがあるか。 (ウ)事業期間内に実現可能な計画となっているか。
4	経費の妥当性	(ア)取組内容に応じた適切・有効な経費となっているか。 (イ)経費に見合った成果が期待できるか。

事業目的・背景・課題

- 地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることができる街並みの整備等を総合的に支援し、加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

①地域資源を活用した観光まちづくりの推進

ハード

歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援

②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備

街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2 等

③地域資源の観光活用に係る調査

地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

①+③:地域資源を活用した観光まちづくり推進事業

●地域要件

②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る(※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む)。

事業スキーム

- ・事業形態:①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限:①1/2、最大200百万円、②1/2(※1と※2については10/10、最大10百万円)③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先:地方公共団体、DMO、民間事業者 等 (②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る)
- ・事業期間:令和元年度～

事業イメージ



地域資源を活用した観光まちづくり事業(補助)の概要

目的・趣旨

○ 地域資源を観光資源として面的かつ一体的に活用した旅行者向けの体験を創出する、又はその価値を高めるための手段として、地域の「歴史的資源（古民家等）」「食」「自然」「文化」の資源に関する施設整備を支援する。旅行者の訪問動機が高まることで、地方分散が促進され、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

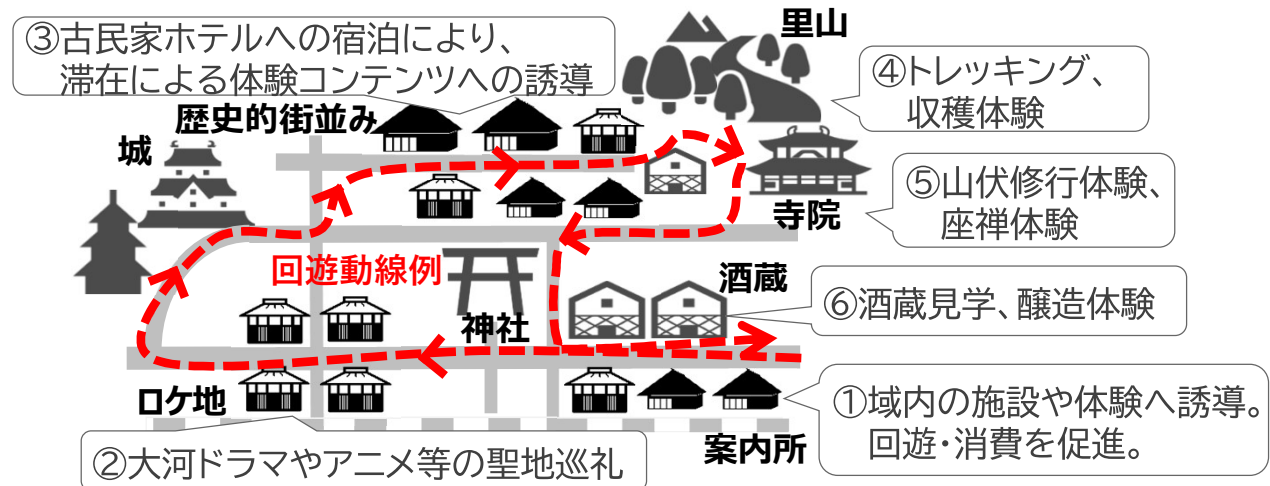
事業スキーム

- ・補助対象主体：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・補助対象経費：地域の「歴史的資源」「食」「自然」「文化」を活用した、旅行者にもたらされる体験の量・質の向上に資する施設等の改修・新築等
- ・補助率・金額：補助額 1/2(最低事業費なし、補助限度額 2億円)
 ※旅行者に提供するストーリーや体験等の内容と、その実現のために実施する施設整備の内容に関する計画の提出を求め、観光の活性化に資する事業を採択

申請書記載事項

➤ 面的な資源活用による一貫したストーリーやそれに基づき提供する体験の内容と、その実現のために必要な施設の整備計画を提出

ストーリーに基づく体験や地域の回遊イメージ



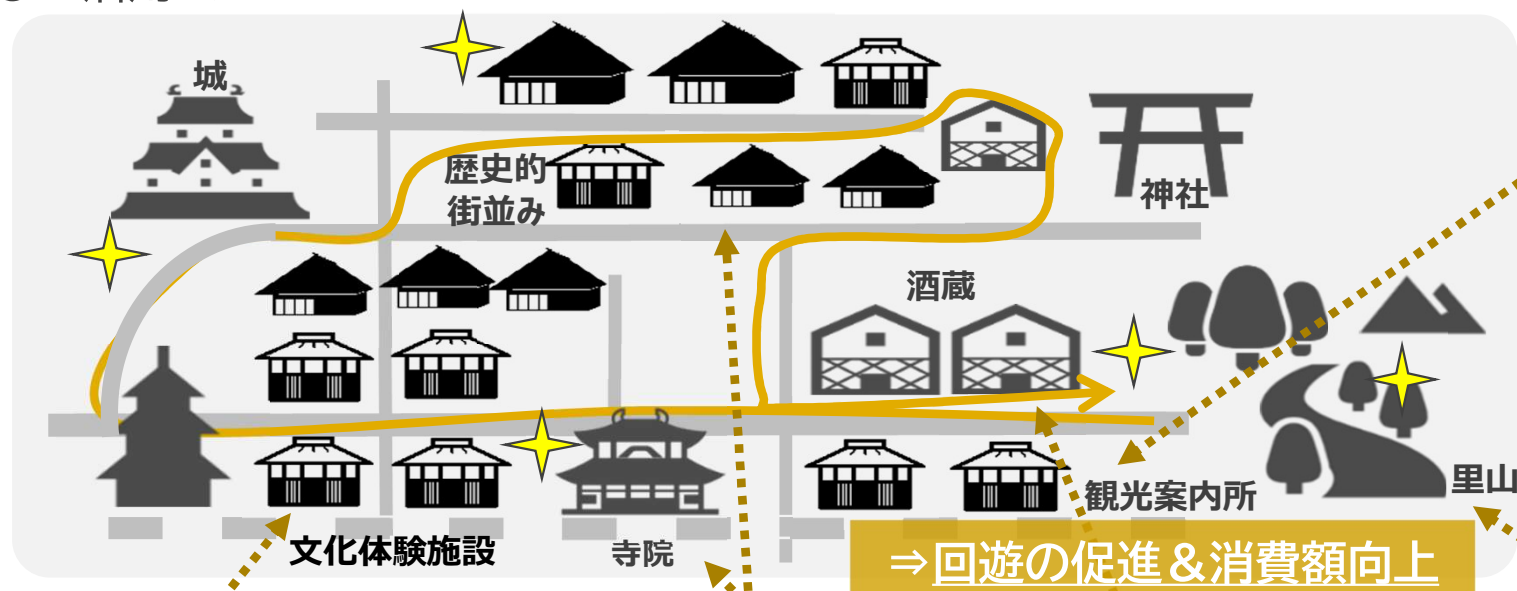
対象施設イメージ



地域資源を活用した観光まちづくり事業(補助)の成果イメージ

- エリアの観光資源の洗い出しや活用計画を作成し、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備や体験コンテンツの造成・販売との相乗効果により、地域への回遊の促進や消費額向上を図る。

● 活用イメージ



・観光案内所の改装

- ・道の駅等での観光情報の発信により域内の施設や体験への誘導が可能に。



観光案内スペース



道の駅を拠点としたガイドによる案内

・文化体験施設の整備

- ・伝統工芸体験など文化体験を提供可能に。



工房改修



伝統工芸体験

・古民家、社寺の改装

- ・昔の人々の暮らしの体験
- ・宿坊への宿泊、座禅体験を提供可能に。



古民家体験



一日城主体験

・酒蔵の改装

- ・酒の文化・醸造体験、酒蔵宿泊、郷土料理体験を提供可能に。



酒蔵改修



郷土料理体験

・レクチャー施設・散策路を整備

- ・トレッキング、カヤックなど自然体験を提供可能に。



ビジターセンター 自然体験ツアー



本事業で実施いただく取組

- ・ 主にインバウンドに対して、地域ならではのストーリーに基づく体験を創出する、又はその価値を高め、あわせて、地域内の回遊性を高めるために必要な施設等の整備及び周辺環境の整備に要する経費とします。
- ・ 具体的には、次のとおりです。

補助対象経費の区分	補助対象経費
(ア)建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る経費	建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る建築工事費、改修工事費、設計費、付帯工事費、消防施設工事費、舗装工事費等の経費 (対象施設例)体験施設、利便施設、展示施設、宿泊・飲食施設 等 ※除却は改修等と合わせて実施するもの、もしくは新築のために必要なものに限りします。 ※住宅や事務所等の用途は対象外となります。 [想定される施設例] ・体験施設:伝統工芸体験を実施する工房、自然体験・観察に資する施設、醸造等食文化の体験を実施する施設 等 ・利便施設:他の観光施設への回遊を促す案内施設 等 ・展示施設:地域の歴史・文化・自然・食に関する資料等を展示する施設 等 ・宿泊・飲食施設:古民家等を改修した宿泊・飲食施設 等
(イ)建造物等の周辺環境の整備等に係る経費	(ア)と合わせて実施する庭や外構の整備等に係る造園工事費等の経費 (対象施設例)庭、案内標識、解説案内板、トイレ、駐車場、柵 等

(ア)と(イ)に係る注意事項

- ・観光客の満足度向上に寄与しない部分に係る工事は対象外となります。
- ・既存施設・設備の更新は対象外となります。
- ・設計のみは対象外となります。
- ・防災設備工事のみの整備は対象外となります。
- ・一般交通の用に供される道路等の公共インフラの整備は対象外となります。
- ・補助対象となる工事は、原則として、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けている事業者が発注できる「建設工事」となります。

No.	取組テーマ	具体的な取組内容
1	事業全体に係る事項	●地域の現状・課題を踏まえたものとなっているか。 ●地域の観光資源をつなぐストーリーが提示されているか。 ●地域の面的な回遊につながるものであるか。 ●地域のストーリーと整備対象施設の関連性及び施設整備の地域への寄与が示されているか。 ●事業目標が明確であり、それと整合する指標等の目標が設定されているか。
2	観光体験に係る事項	●地域で提供する観光コンテンツが明確に想定されているか。 ・インバウンドを対象としたものになっているか。 ・観光コンテンツを提供する対象となるターゲットが明確になっているか。
3	施設整備に係る事項	●施設が観光体験の提供に資するものであるか。 ●間接補助対象事業に係る自己資金の調達の見込みがあるか。 ●整備に必要な許認可、関係者との調整が取れている又は取れる見込みであるか。 ●工程が具体的であり、事業期間内に完了することが確実であるか。
4	事業成果の継続性に係る事項	●次年度以降の計画が立てられているか。 ●持続的な資金計画が立てられているか。 ●施設の維持管理に要する経費についての計画が立てられているか。
5	その他	●事業を実施するのに必要な体制が構築されているか。 ・事業実施に関係者の役割分担が明確になっているか。 ・観光まちづくりの推進に向けて、幅広い地域の関係者との連携があるか。

なお、以下の要素の記載がある場合は考慮されます。
 ・持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること（実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します）
 ・クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」として推進されている取組であること
 ・歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る取組展開地域・面的展開地域における取組であること

令和8年3月中旬～4月下旬(予定)

※準備が整い次第、観光庁ホームページにて公募要領等を公開いたします。

日程	内容
3月中旬(予定)	公募開始
4月下旬(予定)	公募〆切
6月上旬	採択通知
順次	(調査)事業計画書の提出、契約 (補助)事業計画書、交付申請書の提出
(調査)契約締結後～1月下旬 (補助)交付決定後～2月下旬	事業実施期間

hqt-kankyoseibi-soft@ki.mlit.go.jp

(地域資源の観光活用に係る調査)

hqt-kankyoseibi-hard@ki.mlit.go.jp

(地域資源を活用した観光まちづくりの推進事業(補助))